

「悪性新生物」「上皮内新生物」に関する 保険金・給付金等のお支払対象範囲拡大のお知らせ

当社は、11月1日より、保険金・給付金等のお支払い対象となる「悪性新生物」「上皮内新生物」の範囲を拡大いたします。

背景・概要
<p>11月1日より、保険金・給付金等をお支払いする際の参照先^{※1}を広げる運用を開始いたします。これにより、「子宮頸部中等度異形成」を新たに「上皮内新生物」として取扱うことになるなど、保険金・給付金等のお支払い対象となる「悪性新生物」「上皮内新生物」の範囲を拡大いたします。対象の疾病等、詳細はこちらのよくあるご質問をご確認ください。</p> <p>※1 お支払いする際の参照先について 「悪性新生物」「上皮内新生物」を原因とした保険金・給付金等のお支払いにあたり、当社普通保険約款および特約条項に記載の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」に加え、現在の臨床において広く診断基準として用いられている International Agency for Research on Cancer (IARC) にて公表されております ICD-O 第 3.2 版も参照先といたします。</p>
対象のお客さま
<p>以下の 1・2 の両方に該当するお客さまが本取扱いの対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none">2023年11月1日以降、「悪性新生物」「上皮内新生物」の診断を受けられた場合^{※2}「悪性新生物」「上皮内新生物」の保障がある保険にご加入されている場合^{※3} <p>※2 がん責任開始日（ご加入の保険商品によって表記が異なる場合がございます）前に診断を受けられた場合、お支払いの対象外となります。</p> <p>※3 対象保険種類・特約についてなど、ご不明な点がございましたら下記お問合せ窓口へお問合せください。</p>
補足
<ul style="list-style-type: none">ICD-O 第 3.2 版にて「悪性新生物」「上皮内新生物」の分類から除外された疾病については、「国際疾病分類－腫瘍学 第 3.1 版」以前のものを参照先とし、引き続きお支払いの対象といたします。本取扱いによる当社普通保険約款および特約条項の改定はございません。

【お問合せ窓口】

保険金・給付金お問合せ窓口
フリーダイヤル 0120-506-053 《受付時間》月曜～土曜 9:00 - 18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

以上